

重要事項同意書兼提出書類チェック表

(提出先) 足立区教育委員会

※FAXでの申込みは出来ません。※消せないボールペンでご記入ください。

申込児童の氏名 ※2人以上申込の場合は上の子	生年月日	第一希望の保育施設
	(西暦) 年 月 日	

確認項目		※各項目に☑をつけてください
① 利用調整は、申込受付期間内に提出された書類によって行います。 ※受付期間を過ぎて提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。		☐ わかりました
② 申込締切日時時点で就労されていた方(産休・育休中含む)は、入所日に同条件で就労(復職)している必要があります。		☐ わかりました ☐ 同条件の契約で復職します ☐ 復職はしますが、契約時間が下がる可能性があります
③ 転所申請の場合を除き、 <u>申込締切日時時点で産前・産後休業、育児休業を取得されていた方は入所翌月1日までに休業取得中の会社へ復職が必要です。</u> ※復職後の契約時間が下がる(同条件ではない)場合、再審査のうえ、審査結果によっては内定取消または退所となります。		☐ わかりました
④ (P22 発達に遅れや心配があるお子さんの保育)の内容を確認しましたか。 ※保育施設の申込み前に、保育・入園課やこども支援センターげんき、希望保育施設での面接が必要な場合があります。		☐ はい ☐ あてはまらない
発達支援児保育を希望する場合、 (ア) 私立園(公設民営含む)の施設長との面接が必要です。 (イ) 保育・入園課やこども支援センターげんきで面接をし、 発達支援児保育利用申込書 の提出が必要です(裏面でチェックしてください)。		☐ はい ☐ あてはまらない
⑤ 区立認定こども園、私立認定こども園を申込する場合は、募集人数一覧表の注意点を確認しましたか。 ※私立認定こども園を希望する場合、【私立認定こども園施設確認証明書】の添付が必要です(裏面でチェックしてください)。		☐ はい ☐ あてはまらない
⑥ 希望する保育施設において、産休明け保育・0歳児保育・延長保育の実施の有無・募集状況は確認しましたか。		☐ はい
⑦ 希望する保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できますか。		☐ はい ☐ いいえ
⑧ <u>令和8年度(令和7年中の収入分)の住民税申告は申告していますか。</u> (令和9年10月～令和10年1月入所申込をする方は令和9年度(令和8年中の収入分)の住民税申告が必要です。) ※早急に住民税の申告をしてください。未申告の方はこの項目での審査の際、不利になります。		☐ はい ☐ いいえ

裏面も必ずご記入ください。

職員使用欄	依頼した書類	父	就労証明書 在学証明書 役員・自営・内職の証明 診断書 障害者手帳の写し (非)課税証明書 前職証明書 年間収入申告書	母	就労証明書 在学証明書 役員・自営・内職の証明 診断書 障害者手帳の写し (非)課税証明書 前職証明書 年間収入申告書	受託証明書 ひとり親証明 生活保護受給証明書 母子手帳 保育士資格証等 保育士の優先入園に関する同意書	
						祖父 祖母	就労証明書 自営・内職の証明 診断書 障害者手帳の写し
						その他	

同意項目		※各項目に☑をつけてください
(代表保護者) ① マイナンバーによる他区市町村への課税照会に同意しますか。 同意されない方で足立区に令和8年1月1日現在住民票がない方は、必要書類を提出してください(令和7年中の収入を証明する書類)。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 課税証明書を添付した ☐ // 後日提出 ☐ 年間収入申告書を添付した ☐ // 後日提出 ☐ 提出しない・該当しない	
(保護者2) ② マイナンバーによる他区市町村への課税照会に同意しますか。 同意されない方で足立区に令和8年1月1日現在住民票がない方は、必要書類を提出してください(令和7年中の収入を証明する書類)。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 課税証明書を添付した ☐ // 後日提出 ☐ 年間収入申告書を添付した ☐ // 後日提出 ☐ 提出しない・該当しない	
③ 保護者全員が、住民税非課税の世帯に該当しますか。	☐ はい ☐ いいえ	
④ 足立区が保有する児童扶養手当情報、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の照会に同意しますか。	☐ はい ☐ いいえ	

添付書類確認

【全世帯】添付した書類を各項目に☑をつけてください。
☐ 教育・保育給付認定(「保育の必要性」の認定)申請書兼保育施設利用申込書 ☐ 家庭状況申告書 ☐ 【代表保護者】家庭で児童を保育できない状況を証明する書類(例:就労証明書、診断書) ☐ 【保護者】家庭で児童を保育できない状況を証明する書類(例:就労証明書、診断書) ☐ 私立認定こども園施設確認証明書(私立認定こども園希望者のみ) 後日提出する書類()
【該当世帯のみ】『保育施設利用申込案内(P12~15、P25~27)』を参照のうえ、添付した書類を各項目に☑をつけてください。
☐ 会社経営・会社役員、自営業または内職を証明する書類(就労証明書に加えて提出が必要です。) ☐ 前職の就労実績及び就労期間(就労開始日と離職(予定)日)がわかるもの(例:就労開始日、離職日が明記された就労証明書) ☐ 離職証明書、雇用保険受給証明書、離職日が明記された就労証明書 ☐ 生活保護受給証明書(管轄の福祉事務所で発行) ☐ 長期不在の理由や期間を証明する書類(単身赴任、海外勤務が明記された就労証明書、入院証明書等) ☐ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳 ☐ 受託証明書または契約書と直近月の保育料の領収書(認証保育所、認可外保育所、企業主導型保育施設等) ☐ 発達支援児保育利用申込書 ☐ 祖父または祖母が家庭で保育できない状況を証明する書類 ☐ 保育士証、看護師免許証、幼稚園教諭免許状等の資格証明書と保育士等の優先入園に関する同意書 後日提出する書類()

「保育施設利用申込案内」を全て読み、提出する書類の内容に誤りがないことを確認し、提出します。 また、申込内容が事実と異なる場合は区が <u>入所・転所を取り消すことに同意します。</u> (西暦) 年 月 日 保護者氏名 _____
--